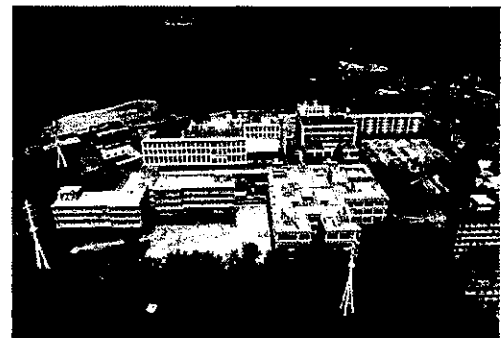
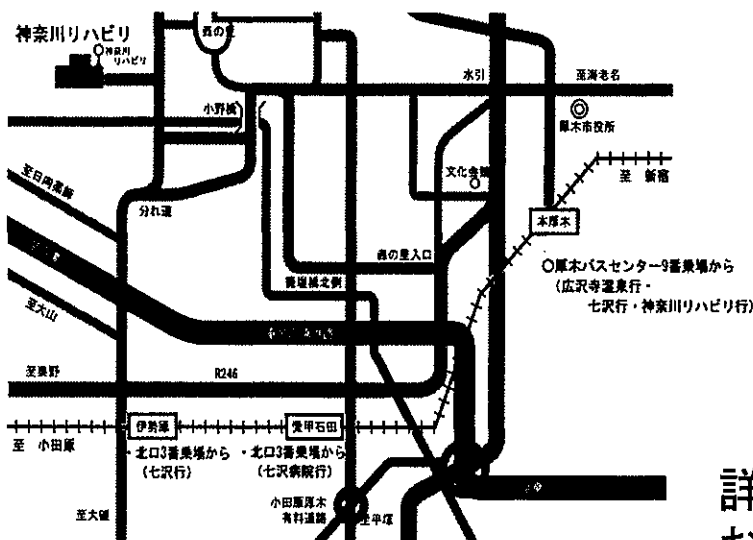


奨学金の助成制度について

当事業団では、新卒者で奨学金の貸付を受けている方へ独自の返済支援の制度があります。

これは奨学金の債務額の中から、最大180万円の助成が受けられるというものです。

- 新卒者に限ります
- 入職後に申込み
- 最大180万円の助成
- 当事業団に入職され「助成を受けた額に相当する期間」勤務された場合(最大3年勤務)は、償還が免除されます



【神奈川リハビリテーション事業団】

詳細は下記問い合わせ先まで
お気軽にお尋ねください。

《問い合わせ先》

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

〒243-0121

神奈川県厚木市七沢516

TEL(046)249-2303

福祉局 福祉総務課 担当 藤本・池田